



# 令和6年度 緑ヶ丘第一小学校いじめ防止基本方針

令和6年4月  
郡山市立緑ヶ丘第一小学校

## ○ はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

そこで、学校・家庭・地域社会が連携して、いじめ問題を克服するために、国の「いじめ防止対策推進法」（「いじめの防止等のための基本的な方針」）市の「郡山市いじめ防止基本方針」（「郡山市子ども条例」「郡山市いじめ問題対策連絡協議会等条例」）をもとに「緑ヶ丘第一小学校いじめ防止基本方針」を定める。

## 1 基本理念

いじめはどの児童にも起こりうるものであることを踏まえて、児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、いじめの未然防止を図るとともに、いじめ又はその兆候を早期に発見し、迅速かつ適切に対処する。

いじめは、個人の尊厳を害するとともに、犯罪その他重大な人権侵害となり得る行為を含むものであり、決してしてはならないものであることをすべての児童が認識し、いじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようその情操と道徳心を培い、規範意識を養う。

いじめに関する事案への対処においては、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下に行う。

## 2 基本方針

### (1) いじめ防止対策推進法について

いじめ問題への対応は学校における最重要課題の一つであり、一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸になって組織的に対応することが必要である。これまでも学校において様々な取り組みが行われてきたが、未だ、いじめを背景として、児童生徒の生命や心身に重大な危険が生じる事案が全国で発生している。そこで、社会全体でいじめ問題に対峙するため、基本的な理念や体制を整備するため、平成25年6月に「いじめ防止対策推進法」が成立した。

### (2) いじめの定義

いじめ防止対策推進法第二条では、「この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童生徒等が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。」と定義されている。また、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。

- ① いじめは、どの子にも、どの学校、どの場所でも起こり得るものであるとともに、気付きにくいところで行われることが多く、発見しにくいものである。
- ② いじめは、重大な人権侵害であり、人として決して許されない行為であるとともに、その態様により、暴行、恐喝、強要等の犯罪行為にもなり得るものである。
- ③ いじめは全ての子どもに関係する問題であり、いじめが許されない行為であることについて、子どもが十分に理解できるようにすることが重要である。
- ④ いじめの問題の克服は、学校だけで完結するものではなく、家庭・地域・関係機関等がいじめ防止等に一体となって取り組むことにより、初めて可能となるものである。

### (3) いじめの防止等に関する基本的な考え方

いじめは、いつでもどこにおいても起こり得るとともに、どの子どもも被害者にも加害者にもなり得るものである。いじめは、子どもの尊厳を脅かし、著しく人権を侵害するものであるということを認識し、「SDGs」が掲げる「誰一人取り残さない」という理念を踏まえ、「いじめは重大な人権侵害である」「いじめは人間として絶対に許されない」という信念を持ち、いじめを防止して、子ども達が健やかに成長し、安心して学ぶことができる環境を整えていかなければならない。

#### (4) いじめの認知（「国の基本方針」より）

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。

例えばいじめられていても、本人がそれを否定する場面が多々あることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。ただし、このことは、いじめられた児童生徒の主観を確認する際に、行為の起こったときのいじめられた児童生徒本人や周辺の状況等を客観的に確認することを排除するものではない。

なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の学校いじめ対策組織を活用して行う。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

なお、例えばインターネット上で悪口を書かれた児童生徒がいたが、当該児童生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

加えて、いじめられた児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好関係を築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第22条の学校いじめ対策組織へ情報共有することは必要となる。

#### (5) いじめの基本認識

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ問題」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが必要である。いじめには様々な特質があるが、以下の①～⑧は、教職員がもつべきいじめ問題についての基本的な認識である。

- ① いじめはどの児童生徒にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- ④ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- ⑧ いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

#### (6) 具体的ないじめの様態（例）

- ① 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
  - ・ 身体や動作について不快な言葉を用いて悪口を言われる。
  - ・ 本人の嫌がるあだ名で呼ばれる。
  - ・ 存在を否定される。
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる。
  - ・ 対象の子が来ると、その場からみんないなくなる。
  - ・ 遊びやチームに入れない。
  - ・ 席を離される。
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
  - ・ わざとぶつかられたり、通るときに足をかけられたりする。
  - ・ たたく、殴る、蹴る、つねる等が繰り返される。
  - ・ 遊びと称して対象の子が技をかけられる。
- ④ 金品をたかられたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
  - ・ 恐喝、たかり、物を売りつけられる、「借りる」と称して返さない。
  - ・ 持ち物を盗まれたり、隠されたり、落書きをされたり、捨てたりされる。
  - ・ 靴に画鋲やガムを入れられる。

- ⑤ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
  - ・ 使い走りをさせられたり、万引きや恐喝を強要されたり、登下校時に荷物を持たされたりする。
  - ・ 笑われるようなこと、恥ずかしいことを無理やりさせられる。
  - ・ 衣服を脱がせられたり、髪の毛を切ったりされる。
- ⑥ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。
  - ・ パソコンや携帯電話の掲示板やブログに誹謗や中傷の情報を載せられる。
  - ・ いたずらや脅迫のメールが送られる。
  - ・ SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）のグループから故意に外される。

### 3 いじめの防止等の対策のための組織

「いじめ防止対策推進法第二十二条より、次の組織を設定する。」

(1) 組織の名称

「いじめ防止対策委員会」

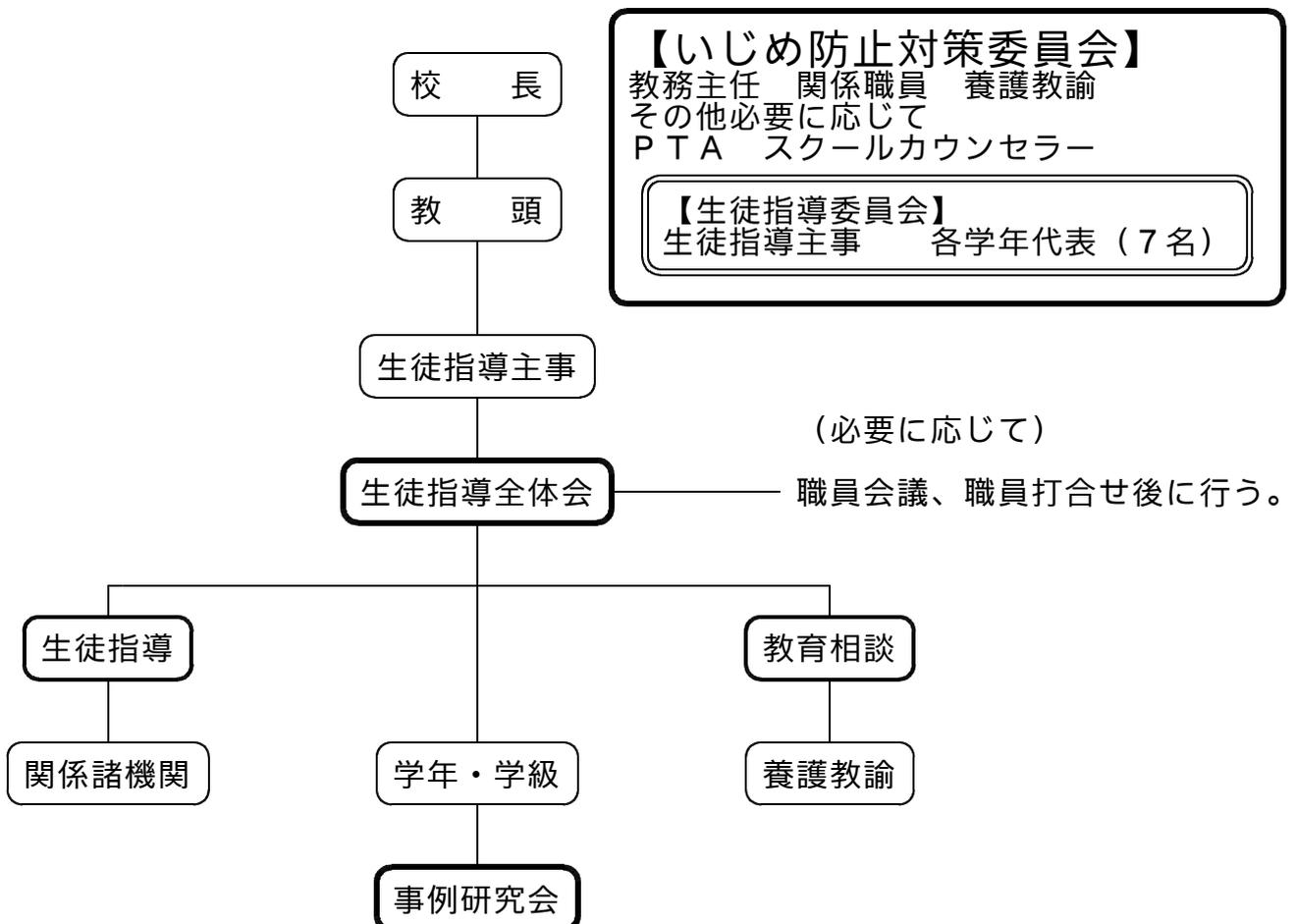
(2) 組織の構成

校長 教頭 生徒指導主事 教務主任 養護教諭 各学年生徒指導委員 関係職員  
その他必要に応じて、PTA代表 スクールカウンセラー 等

(3) 組織の役割

- ・ いじめに関する情報の収集及び共有。
- ・ いじめ事実の確認、対策案を練る。
- ・ 該当児童への指導、該当保護者への対応。
- ・ 学級への指導体制の強化、支援。
- ・ 外部組織への協力要請又は警察への通報。
- ・ いじめ防止及び早期発見のためのアンケート調査の実施と結果分析。

(4) 組織図



#### 4 いじめ防止等の対策のための具体的な取り組み

いじめ防止対策推進法第十六条により、早期に発見するための在籍する児童に対する定期的な調査、その他必要な処置を講ずる。

##### (1) いじめの防止

- ・ 人権教育を推進し、日頃よりいじめを許さない学級づくり・集団づくりに努める。
- ・ いじめは人権侵害であり、人として決して許されない行為であることを、教職員全体で共有し指導にあたる。
- ・ 様々な場面・学習を通して児童の社会性やコミュニケーション能力を育成する。
- ・ 自己有用感や自己肯定感を育成することに努める。
- ・ 保護者との連携を図る。

##### (2) いじめの早期発見

- ・ いじめに繋がる行為を見逃さず、常に情報共有をする。
- ・ 年3回（6月、11月、2月）のアンケート調査の実施
- ・ 教育相談（11月）の実施
- ・ 日記指導、朝の会、帰りの会等の学級活動を通して児童の実態把握
- ・ 「SOSの出し方に関する教育」を全学年で実施
- ・ 面談等を通して保護者との連携
- ・ 生徒指導委員会での情報収集等

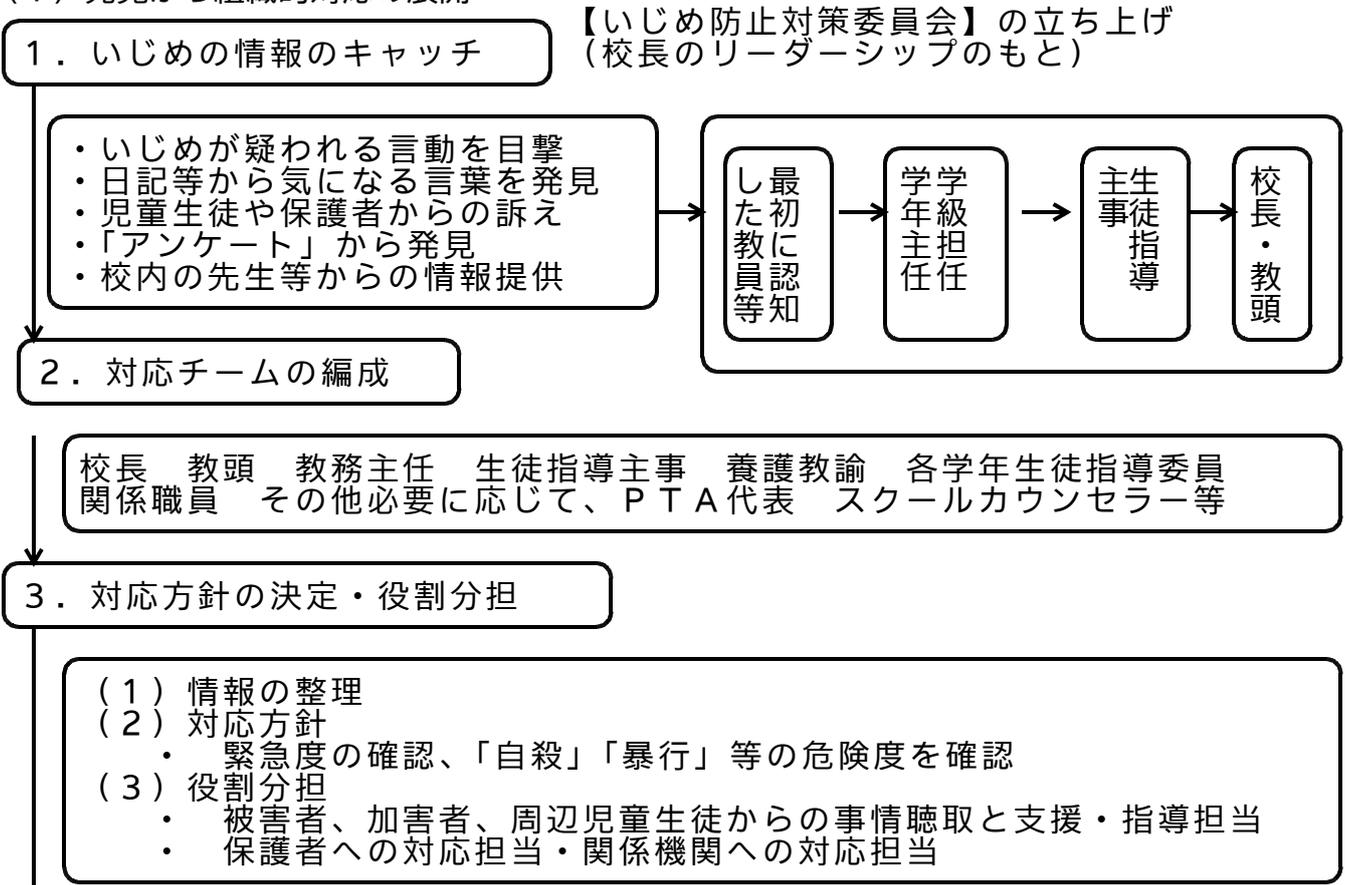
##### (3) いじめに対する処置

- ・ いじめと見られる行為を認めるときは、当該教職員がいじめ防止対策委員会に報告し、速やかにいじめられた児童、知らせた児童、関係童・集団の話聞けるような体制をとる。
- ・ いじめられた児童・知らせた児童への安全を確保する。
- ・ いじめ防止対策委員会を通し、学校全体で情報共有を図り必要な組織体制をとり、指導にあたる。
- ・ 該当保護者に連絡し、家庭訪問や学校で話し合いの場を設けるなどをして、事態の収拾に努める。

#### 5 いじめを認知した場合の対応

いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童生徒・保護者に対する支援といじめを行った児童生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。

##### (1) 発見から組織的対応の展開



#### 4. 事実の究明と支援・指導

- ・ いじめの状況、いじめのきっかけの聴取
- ・ 事実に基づく聴取は、被害者→周囲にいる・いた者→加害者の順で行う。
- ・ 複数の教員で確認しながら聴取を進め、情報提供者についての秘密を厳守する。
- ・ いじめ加害者が被害者や通報者に圧力をかけることを防ぐ。

- ・ いじめの関係者間における争いが生じないように、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。

#### 5. いじめの被害者、加害者、周囲の児童生徒への指導

##### (1) いじめ被害者への対応

※ 心のケア（スクールカウンセラーの活用）や安心して学校に通学できるようにするための対応

- いかなる理由があっても、徹底していじめられた児童の味方になる。
- 担任を中心に児童が話しやすい教師が対応する。
- 学校はいじめている側を絶対に許さないことや今後の指導の仕方について伝える。
- 児童のよさや優れているところを認め励ます。
- いじめている側の児童との今後の関係などを具体的に指導する。
- 面談等を定期的に行い、不安や悩みの解消に努める。
- 自己肯定感を回復できるよう友だちとの関係づくりや活躍の場等の支援を行う。

##### (2) いじめ加害者への指導・対応 <複数教員での対応・記録の保存>

※ 被害者が恐れている場合も想定して

- いじめを行った背景を理解しつつ、行った行為に対しては毅然と指導する。
- 自分はどうすべきだったのか、これからどうしていくのかを反省させる。
- 対応する教師は中立の立場で事実確認を行う。
- いじめは決して許されないことをわからせ、責任転嫁等を許さない。
- 面談等を通して、教師との交流を続けながら成長を確認していく。
- 授業や学級活動を通してよさを認め、プラスの行動に向かわせる。

※出席停止制度の児童・保護者への周知

出席停止制度について、その活用を図るため、制度活用の問題点や出席停止期間中の児童生徒に対する学習支援の在り方について学校としての考え方を統一し、共通理解を図る。

##### (2) 観衆、傍観者への指導

- いじめは、学級や学年等集団全体の問題として対応し、いじめの問題に教師が児童とともに本気で取り組んでいる姿勢を示す。
- いじめの事実を告げることは、告げ口やチクリなどというものではないこと、辛い対場にある人を救うことであり、人権と命を守る立派な行為であることを伝える。
- 周囲ではやし立てていた者や傍観していた者も、問題の関係者として事実を受け止めさせる。
- 被害者は、観衆の態度をどのように感じていたかを考えさせる。
- これからどのように行動したらよいかを考えさせる。
- いじめの発生の誘引となった集団の行動規範や言葉遣いなどを振り返らせる。
- いじめを許さない集団づくりに向けた話し合いを深める。

## (2) 保護者との連携

### ① いじめ被害者の保護者との連携

- ・ 事態が明らかになった時点で、速やかに家庭訪問を行い、学校で把握した事実を正確に伝える。
- ・ 学校として徹底して子どもを守り支援していくことを伝え、対応の方針を具体的に示す。
- ・ 対応経過をこまめに伝えるとともに、保護者からの子どもの様子について情報提供を受ける。

### ② いじめ加害者の保護者との連携

- ・ 事情聴取後、速やかに保護者に連絡し、来校してもらう期日を決める。事実を経過とともに伝え、相手の子どもの状況も伝え、いじめの深刻さを認識してもらう。保護者との面談は、複数の教員で行う。
- ・ 指導経過と子どもの変容の様子等を伝え、指導に対する理解を求める。
- ・ 学校は事実について指導し、よりよく成長させたいと考えていることを伝える。

## (3) 関係機関との連携

### ① 警察への通報など関係機関との連携

- ・ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察等と連携して対処する。

## 6 情報提供

いじめの調査結果について被害児童、保護者への適切な情報提供を行う。

## 7 重大事態への対応（推進法28条、国の基本方針、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」、本市基本方針による）

### (1) 重大事態についての定義・基準

#### 【重大事態とは】

- ① いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき：児童生徒が自殺を企画した場合等
  - ② いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき：不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手する。
- ※ 児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき：重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたる。

- ① 「いじめにより児童の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」がある。
    - ・ 児童が自殺を企図した場合・身体に重大な傷害を負った場合
    - ・ 金品等に重大な被害を被った場合・精神性の疾患を発症した場合
  - ② 「いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」がある。
    - ・ 年間30日を目安にする。
    - ・ 一定期間連続している場合は迅速に調査する。
- ※ 重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、疑いが生じた段階で調査を開始する。

#### ◇ 各教育委員会等で重大事態と扱った事例

- ① 児童が自殺を企図した場合
  - 軽傷で済んだものの、自殺を企図した。
- ② 身体に重大な傷害を負った場合
  - リストカットなどの自傷行為を行った。
  - 暴行を受け、骨折した。
  - 投げ飛ばされ脳震盪となった。

- 殴られて歯が折れた。
  - カッターで刺されそうになったが、咄嗟にバッグを盾にしたため刺されなかつた。
  - 心的外傷後ストレス障害との診断された。
  - 嘔吐や腹痛などの心因性の身体反応が続く。
  - 多いのせいで生徒の前で顔写真を加工した画像をインターネット上で拡散された。
  - ③ 金品等に重大な被害を被った場合、総額1万円を渡した。
  - 複数回の生徒不軌行為を繰り返された場合、
  - いじめが続き、(重大事態の目安である30日には達していない)当該校へは復旧ができていないと判断し、転学(退学等も含む)した。
  - ◇ 重大事態発生時の対応の流れ(本市基本方針)法第28条~31条
  - ① 教育委員会への指導・助言の明確にするための調査を実施
  - ② 教育委員会が受け付ける児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供
  - ③ 調査結果を踏まえて必要となる措置
  - ④ 調査結果を踏まえて必要となる措置
  - ⑤ 調査結果を踏まえて必要となる措置
  - ※ 調査結果を踏まえて必要となる措置
- また、市長は、調査結果について付属機関を設けて再調査を行うこと、また、市長は、その結果を議会に報告しなければならぬ。

## (2) 重大事態発生時の連絡体制

- ① 発見者 → 担任 → 学年主任 → 生徒指導主事 → 教頭・校長
- ② 校長 → 教育委員会
- ※ 緊急時には、臨機応変に対応する。
- ※ 教育委員会への一報後、改めて文書で報告する。
- ※ 必要に応じて警察等関係機関にためらわずに通報する。

## (3) 重大事態発生時の初動

- ① いじめ防止対策委員会の招集
- ② 教育委員会への報告と連携
- ③ 調査方法：事実の究明
- ・ いじめの状況、いじめのきっかけの聴取
  - ・ 事実に基づく聴取：被害者→周囲にいる者→加害者の順で
- ④ 警察への通報など関係機関との連携

## (4) 重大事態の報告

- ① 校長は、速やかに市教育委員会に報告する。
- ② 児童や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあった場合、直ちに事実を確認する。その時点で学校が「いじめの結果ではない」「重大事態とはいえない」と考えたとしても、必ず対応し、生徒指導主事や管理職に報告する。また、申立てがあった保護者には必ず説明をする。

## (5) 重大事態の調査の主体

郡山市教育委員会が主体となって調査等を進める。

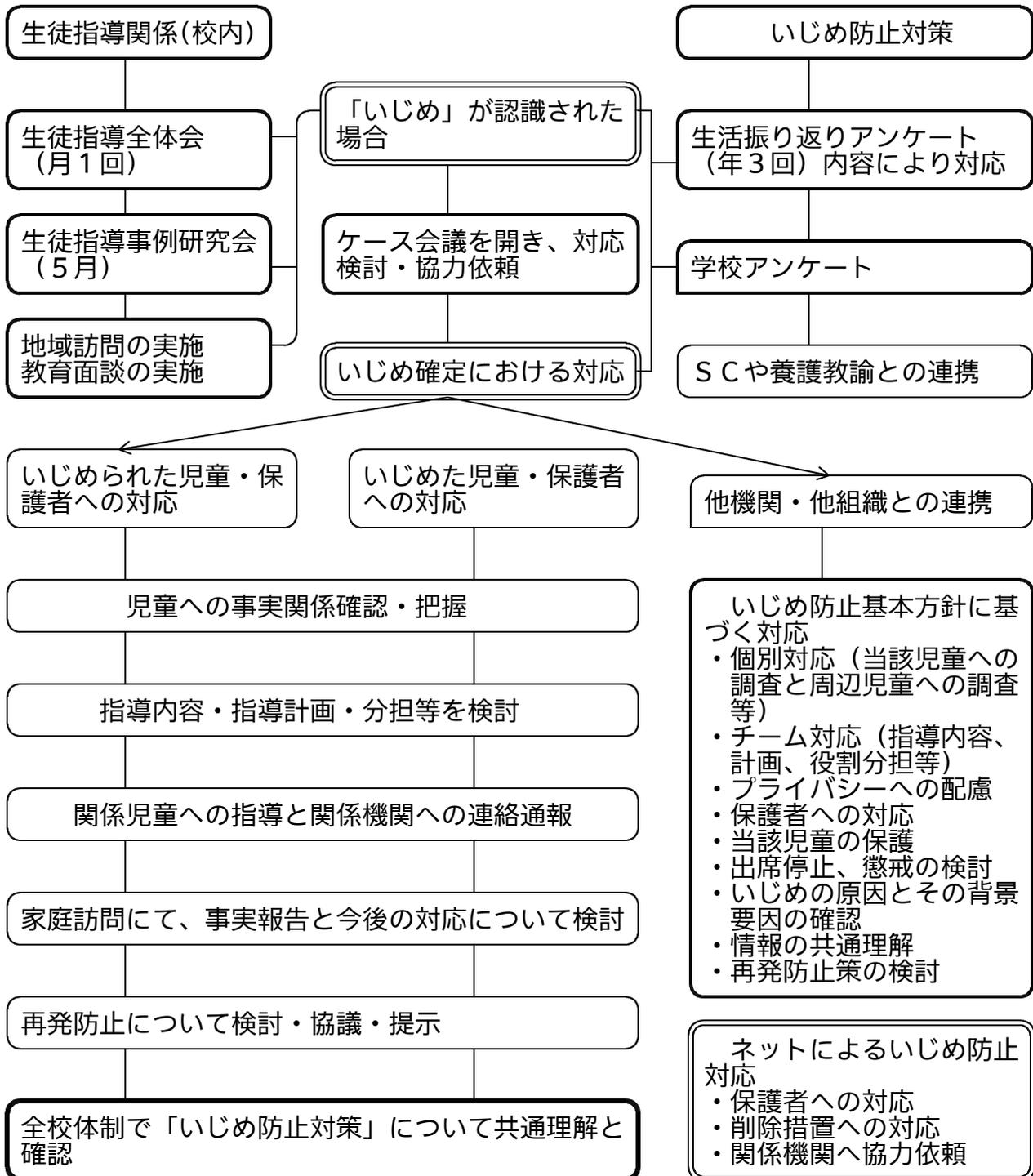
## (6) 事実関係を明確にする調査の実施

- ① 調査は、教育委員会の附属機関である郡山市いじめ対策委員会が実施する。
- 人選には、公平性・中立性の確保に配慮する。
- 【構成員】大学教授等識見者、弁護士会、医師会、心理や福祉の専門家等
- ※ 調査実施前に被害者・児童生徒・保護者に対して調査方針を説明する。その際、調査の目的・目標、調査主体、調査時期・期間、調査事項・調査対象、調査方法、調査結果の提供に関する方針について、できる限り同意を得られるようにする。
- ② 学校は、調査機関に対して必要な資料の提出等、調査に協力する。

(7) 関係児童生徒への対応（市教育委員会の指示の下、本校いじめ対策マニュアルに基づいて行う。）

- ① いじめを受けた児童生徒に対しては、その状況にあわせた継続的な心のケアを行うとともに、学校生活支援や学習支援を行う。必要に応じて、SCやSSW、心理・福祉関係機関等の専門家へ協力を依頼を行う。
- ② いじめた児童生徒に対しては、個別に指導を行い、いじめの非に気付かせ、いじめを受けた児童生徒への謝罪の気持ちを醸成させる。いじめた児童生徒への指導は、保護者に協力を依頼しながら行う。必要に応じて、SCやSSW、心理・福祉関係機関等の専門家、警察との連携を図る。

(8) いじめ対応マニュアル



8 年間実施計画（※生徒指導全体会は、定例、または必要に応じ行う。）

月	生徒指導関係	いじめ防止対策関係
4	<p>◎ 年間を通しての取り組むこと 安心・安全な生活のために</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「3つのあ（あいさつ・あんしん・あきらめない）」の啓蒙</li> <li>・ 「よい子の一日」（学校生活・校外生活）の啓蒙</li> <li>・ 毎月の生活目標の徹底</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生徒指導部の組織編成</li> <li>・ 生徒指導全体計画、各種計画の審議（職員会議）</li> <li>・ 「よい子の一日」の配布・指導</li> <li>・ 家庭環境調査の実施</li> <li>・ 生活目標の徹底</li> <li>・ 地域訪問（生活環境・通学路等の確認）</li> <li>・ 生徒指導委員会の実施</li> <li>・ 生徒指導全体会</li> <li>・ 共通理解が必要な児童に関わる情報交換・共有</li> <li>・ 縦割り班の編成</li> <li>・ 連休の過ごし方の指導</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 郡山市いじめ防止基本方針の周知</li> <li>・ 学校いじめ防止基本方針についての共通理解</li> <li>・ 「学校いじめ防止基本方針」の周知（ホームページに掲載）</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生徒指導全体会（職員会議）</li> <li>・ 児童に関わる情報交換・共有</li> </ul>
5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生活目標の徹底</li> <li>・ 縦割り清掃活動の開始</li> <li>・ 生徒指導全体会（職員会議）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生徒指導全体会（職員会議）</li> <li>・ 児童に関わる情報交換・共有</li> </ul>
6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生活目標の徹底</li> <li>・ 第1回生徒指導アンケート</li> <li>・ 不登校児童に関する調査</li> <li>・ 生徒指導全体会（職員会議）</li> <li>・ 児童に関わる情報交換・共有</li> <li>・ いじめ防止対策委員会委員会</li> <li>・ 児童個別面談の実施（全児童）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第1回生徒指導アンケート調査実施と集約</li> <li>・ 生徒指導委員会での分析・検討</li> <li>※ いじめの疑いがあった場合は、いじめ対策委員会を開催して、「いじめに対する措置」（発見したいじめに対する対処）を組織的に実行する。</li> <li>・ アンケートの回答により、学級指導や生徒指導を行う。</li> <li>・ 第1回生徒指導アンケート調査実施と集約</li> <li>・ 生徒指導委員会での分析・検討</li> <li>※ いじめの疑いがあった場合は、いじめ対策委員会を開催して、「いじめに対する措置」（発見したいじめに対する対処）を組織的に実行する。</li> <li>・ アンケートの回答により、学級指導や生徒指導を行う。</li> <li>・ 教育面談時の話をもとに学級指導や生徒指導を行う。</li> </ul>
7	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生活目標の徹底</li> <li>・ 個別教育面談（保護者）</li> <li>・ 1学期の反省</li> <li>・ 夏休みの計画と休業中の心得</li> <li>・ 生徒指導全体会（職員会議）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保護者との教育面談</li> <li>・ 評価2期制に伴い、1学期の学習・生活の様子について話をする。</li> <li>・ 夏季休業前の指導として、人と人のかかわり方の話をする。</li> </ul>
8	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 夏休みの反省</li> <li>・ 生徒指導全体会（職員会議）</li> <li>・ 夏休み中、明けの児童に関わる情報交換・共有</li> <li>・ 生活目標の徹底</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 夏休み中、2学期初めの児童の様子について観察・指導を行う。</li> </ul>

9	<ul style="list-style-type: none"> <li>生徒指導全体会(職員会議)</li> <li>生活目標の徹底</li> <li>秋の交通安全の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>生徒指導全体会(職員会議)</li> <li>児童に関わる情報交換・共有</li> </ul>
10	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活目標の徹底</li> <li>生徒指導全体会(職員会議)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>生徒指導全体会(職員会議)</li> <li>児童に関わる情報交換・共有</li> </ul>
11	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活目標の徹底</li> <li>第2回生徒指導アンケート</li> <li>生徒指導全体会(職員会議)</li> <li>いじめ防止対策委員会</li> <li>不登校児童に関する調査</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>第2回生徒指導アンケート調査実施と集約</li> <li>生徒指導委員会での分析・検討</li> <li>※ いじめの疑いがあった場合は、いじめ対策委員会を開催して、「いじめに対する措置」(発見したいじめに対する対処)を組織的に実行する。</li> <li>アンケートの回答により、学級指導や生徒指導を行う。</li> <li>生徒指導全体会(職員会議)</li> <li>児童に関わる情報交換・共有</li> </ul>
12	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活目標の徹底</li> <li>2学期の反省</li> <li>冬季休業中の計画と心得</li> <li>教育課程編成会議の開催</li> <li>生徒指導全体会(職員会議)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>冬季休業前の指導として、人と人とのかわり方の話をする。</li> <li>生徒指導全体会(職員会議)</li> <li>児童に関わる情報交換・共有</li> </ul>
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活目標の徹底</li> <li>冬季休業中の様子について聞きとり</li> <li>生徒指導全体会(職員会議)</li> <li>教育課程編成会議の開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>生徒指導全体会(職員会議)</li> <li>児童に関わる情報交換・共有</li> </ul>
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活目標の徹底</li> <li>第3回生徒指導アンケート</li> <li>生徒指導全体会(職員会議)</li> <li>いじめ防止対策委員会</li> <li>不登校児童に関する調査</li> <li>教育課程編成会議の開催</li> <li>※ 生徒指導全体計画、各種運営計画等の見直しを図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>第3回生徒指導アンケート調査実施と集約</li> <li>生徒指導委員会での分析・検討</li> <li>※ いじめの疑いがあった場合は、いじめ対策委員会を開催して、「いじめに対する措置」(発見したいじめに対する対処)を組織的に実行する。</li> <li>アンケートの回答により、学級指導や生徒指導を行う。</li> <li>生徒指導全体会(職員会議)</li> <li>児童に関わる情報交換・共有</li> </ul>
3	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活目標の徹底</li> <li>生徒指導全体会(職員会議)</li> <li>生徒指導委員会</li> <li>生徒指導全体の反省</li> <li>実践記録の整理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学年末・始休業前の指導として、人と人とのかわり方の話をする。</li> </ul>

## 9 推進上の留意点

- (1) 学校基本方針をPDCAサイクルで組織的に機能させるため、学校評価推進計画や目標管理制度との関連性を持たせて定期的に点検・評価を実施し、その取り組み等の見直しや改善を図る。
- (2) 懇談会や学校だより等を活用して、学校基本方針の内容やその取り組み状況、学校評価結果等について積極的に保護者に発信し、家庭との緊密な連携を図る。